

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百九十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分080(12)を次のように改める。

(12) 頭蓋骨閉鎖用クランプ

- | | |
|-------|---------|
| ① 一般型 | 38,200円 |
| ② 簡易型 | 18,600円 |

別表Ⅱ区分087(4)を次のように改める。

(4) 疼痛除去用^{とう}（16極以上用）

- | | |
|----------|------------|
| ① 標準型 | 1,600,000円 |
| ② MRI対応型 | 1,680,000円 |

別表Ⅱ区分087(6)を次のように改める。

(6) 疼痛除去用^{とう}（16極以上用）充電式・体位変換対応型

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

- | | |
|------------|------------|
| ① 標準型 | 1,980,000円 |
| ② MR I 対応型 | 2,070,000円 |

別表Ⅱ区分112(8)を次のように改める。

(8) トリプルチャンバ（Ⅱ型）

- | | |
|------------|------------|
| ① 標準型 | 1,600,000円 |
| ② MR I 対応型 | 1,670,000円 |

別表Ⅱ区分130(1)に次のように加える。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ⑥ 再狭窄 ^{きく} 抑制型 | 166,000円 |
|-------------------------|----------|

別表Ⅱ区分133に次のように加える。

(20) 体温調節用カテーテル 27,900円

別表Ⅱ区分134(1)②に次のように加える。

ウ ヘパリン使用型

- | | |
|-------------|---------------|
| i 外部サポートあり | 1 cm当たり3,530円 |
| ii 外部サポートなし | 1 cm当たり2,590円 |

別表Ⅱ区分144(1)に次のように加える。

- | | |
|------------|------------|
| ③ 自動調整機能付き | 4,300,000円 |
|------------|------------|

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱ区分144(2)を次のように改める。

(2) 4極用

① 標準型

4,290,000円

② 自動調整機能付き

4,500,000円

別表Ⅱ区分148を次のように改める。

148 カプセル型内視鏡

(1) 小腸用

77,200円

(2) 大腸用

81,100円

別表Ⅱ区分157を次のように改める。

157 消化管用ステントセット

(1) カバーなし

258,000円

(2) カバーあり

258,000円

別表Ⅱ区分183を次のように改める。

183 血管内塞栓材

(1) 止血用

8,670円

(2) 動脈塞栓療法用

26,500円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

(3) 動脈化学塞栓療法用

99,000円

別表Ⅸ③の表Ⅰ-Ⅰ-②⑥②の項の次に次のように加える。

112 ペースメーカー (8) トリプルチャンバ（Ⅱ型） ② MRI対応型 (薬事法承認番号) 22500BZX00368000	平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	1,710,000円
--	-----------------------------	------------

別表Ⅸ③の表Ⅰ-Ⅰ-④②の項の次に次のように加える。

130 心臓手術用カテーテル (1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル ⑥ 再狭窄 ^{さく} 抑制型 (薬事法承認番号) 22500BZX00322000	平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	174,000円
---	-----------------------------	----------

別表Ⅸ③の表Ⅰ-Ⅳ-①②の項の次に次のように加える。

144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (1) 単極又は双極用	平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	4,410,000円
---------------------------------------	-----------------------------	------------

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>③ 自動調整機能付き (薬事法承認番号) 22500BZX00320000</p>		
<p>144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (2) 4極用 ② 自動調整機能付き (薬事法承認番号) 22500BZX00402000</p>	<p>平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで</p>	<p>4,610,000円</p>

別表Ⅸ③の表146③②の項の次に次のように加える。

<p>148 カプセル型内視鏡 (2) 大腸用 (薬事法承認番号) 22500BZX00310000</p>	<p>平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで</p>	<p>83,100円</p>
--	-------------------------------------	----------------